別表六の二（十六）　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の３（法人税の額から控除される特別控除額の特例）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号。以下この記載要領において「平成22年改正法」という。）附則第111条（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定により読み替えられた現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）第17条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「平成23年旧措置法」という。）第68条の15（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「調整前連結税額超過構成額　②」の各欄には、「調整前連結税額超過額 (1)－(3)　(4)」の欄に記載された金額が控除可能期間（租税特別措置法第68条の15の３第１項又は平成22年改正法附則第111条の規定により読み替えられた平成23年旧措置法第68条の15第１項に規定する控除可能期間をいう。）の最も長いものから順次成るものとした場合に租税特別措置法第68条の15の３第１項又は平成23年旧措置法第68条の15第１項に規定する調整前連結税額超過額を構成する部分の金額を記載すること。

3　「旧第９号」の各欄は、平成22年改正法附則第110条（連結法人が情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成22年改正法第18条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15第２項又は第３項（情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六の十一(十一)の表中「基準取得価額の合計額（別表六の二(十二)付表「８」の合計）」を「基準取得価額の合計額（別表六の二(十三)付表「８」の合計）」に、「個別帰属額基準((13)又は(13)－(8))－(別表六の二(九)「４」×別表六の二(九)「３」の内書／別表六の二(九)「３」)額の残額」を「個別帰属額基準額の残額((13)又は(13)－(8))－(別表六の二(十)「４」×別表六の二(十)「３」の内書／別表六の二(十)「３」)」に、「連結所得の金額（別表四の二「50の①」）」を「連結所得の金額（別表四の二「52の①」）」に、「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十三)「52の②」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十六)「59の②」）」に、「総調整((28)又は((28)－(25))－(各連結法人の別表六の二(九)「４」の合計×各連結法人の別表六の二(九)「３」の内書の合計／各連結法人の別表六の二(九)「３」の合計))前連結税額基準額の残額」を「総調整前連結税額基準額の残額((28)又は((28)－(25))－(各連結法人の別表六の二(十)「４」の合計×各連結法人の別表六の二(十)「３」の内書の合計／各連結法人の別表六の二(十)「３」の合計))」に、

連結事業年度	平成・平成・・・(別表六の二(十三)「50の②」)
	平成・平成・・・(別表六の二(十三)「51の②」)

を

連結事業年度	平成・平成・・・(別表六の二(十六)「57の②」)
	平成・平成・・・(別表六の二(十六)「58の②」)

に改め、同表の記載要領第11号中「「基準取得価額の合計額（別表六の二(十二)付表「８」の合計）(3)」」を「「基準取得価額の合計額（別表六の二(十三)付表「８」の合計）(3)」」に、「」の別表六の二(十二)付表」を「」の別表六の二(十三)付表」に、「、別表六の二(十二)付表」を「、別表六の二(十三)付表」に改め、「（平成22年４月１日前に開始し、同日以後に終了する連結事業年度については、当該連結事業年度開始の日から平成22年３月31日までの期間内に事業の用に供した情報基盤強化設備等の別表六の二(十二)付表の「差引改定取得価額 (5)－(6)　(7)」の金額の合計額）」を削り、同第11号中「第68条の15」を「第68条の15の３」に、「別表六の二(十三)」を「別表六の二(十六)」に改め、同表を別表六の十一(十三)とする。

別表六の十一(十一)付表を別表六の十一(十三)付表とする。